

## 災害時要援護者登録校区別人数及び65歳以上人数

校区	H26			H27			H28			H29			H30			65歳以上 人数
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
本山	1	1	2	1	1	2	0	1	1	0	1	1	0	1	1	1,093
赤崎	0	5	5	0	4	4	0	4	4	0	4	4	0	4	4	1,532
須恵	2	9	11	2	8	10	2	7	9	2	7	9	2	4	6	2,762
小野田	3	14	17	3	14	17	3	13	16	3	12	15	3	11	14	1,915
高泊	0	5	5	1	5	6	1	5	6	1	5	6	1	4	5	1,502
高千帆	3	14	17	3	12	15	3	12	15	3	9	12	3	9	12	3,357
有帆	5	15	20	5	15	20	4	13	17	3	13	16	2	11	13	1,526
厚陽	2	2	4	2	2	4	2	2	4	2	2	4	2	1	3	863
厚狭	1	5	6	1	5	6	1	4	5	0	4	4	0	3	3	3,334
出合	0	2	2	0	2	2	0	1	1	0	1	1	0	1	1	916
津布田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	444
埴生	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,552
計	18	72	90	18	68	86	16	62	78	14	58	72	13	49	62	20,796

\* 校区別65歳以上人数は住民基本台帳によるもの

## 吉永美子議員

## 資料2

(単位:人)

全校区合計	日本人(男)	外国人(男)	男合計	割合	日本人(女)	外国人(女)	女合計	割合	日本人	外国人	合計	割合
平成26年4月30日	30,194	316	30,510	1.04%	33,893	368	34,261	1.07%	64,087	684	64,771	1.06%
平成27年4月30日	30,135	316	30,451	1.04%	33,681	338	34,019	0.99%	63,816	654	64,470	1.01%
平成28年4月30日	30,018	312	30,330	1.03%	33,449	353	33,802	1.04%	63,467	665	64,132	1.04%
平成29年4月30日	29,917	307	30,224	1.02%	33,219	380	33,599	1.13%	63,136	687	63,823	1.08%
平成30年4月30日	29,785	322	30,107	1.07%	32,896	377	33,273	1.13%	62,681	699	63,380	1.10%

## 吉永美子議員

## 資料3

## 犬猫の収容及び死体処理件数

年度	収容		死体処理件数	
	犬(頭)	猫(匹)	犬(体)	猫(体)
25	8	97	14	333
26	1	91	18	262
27	0	87	42	241
28	0	81	32	229
29	0	61	23	226

## 第5章 動物実験等の実施

(動物実験計画の立案、審査、手続き)

第12条 動物実験責任者は、動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する観点から、次に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案し、所定の動物実験計画書を学長に提出すること。

- (1) 研究の目的、意義及び必要性
- (2) 代替法を考慮して、実験動物を適切に利用すること
- (3) 実験動物の使用数削減のため、動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度と再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮すること
- (4) 苦痛の軽減により動物実験等を適切に行うこと
- (5) 苦痛度の高い動物実験等、例えば、致死的な毒性試験、感染実験、放射線照射実験等を行う場合は、動物実験等を計画する段階で人道的エンドポイント（実験動物を激しい苦痛から解放するための実験を打ち切るタイミング）の設定を検討すること

2 学長は、動物実験責任者から動物実験計画書の提出を受けたときは、委員会の審査を経て、承認又は非承認を決定し、その結果を当該動物実験責任者に通知すること。

3 動物実験責任者は、動物実験計画について学長の承認を得た後でなければ、実験を行うことができない。

(実験操作)

第13条 動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たって、法、飼養保管基準、指針等に則するとともに、特に以下の事項を遵守すること。

- (1) 適切に維持管理された施設等において動物実験等を行うこと
- (2) 動物実験計画書に記載された事項及び次に掲げる事項を遵守すること
  - ① 適切な麻酔薬、鎮痛薬等の利用
  - ② 実験の終了の時期（人道的エンドポイントを含む。）の配慮
  - ③ 適切な術後管理
  - ④ 適切な安楽死の選択
- (3) 安全管理に注意を払うべき実験（物理的、化学的に危険な材料、病原体、遺伝子組換え動物等を用いる実験）については、関係法令等及び本学における関連する規程等に従うこと
- (4) 物理的、化学的に危険な材料又は病原体等を扱う動物実験等について、安全のための適切な施設や設備を確保すること
- (5) 実験実施に先立ち必要な実験手技等の習得に努めること
- (6) 侵襲性の高い大規模な存命手術に当たっては、経験等を有する者の指導下で行うこと

(実施結果の報告)

第14条 動物実験責任者は、動物実験計画を実施した後、所定の様式により、使用動物数、計画からの変更の有無、成果等の実施の結果について学長に報告しなければならない。

2 学長は、動物実験計画の実施の結果について委員会に報告すること。

3 学長は、動物実験計画の実施の結果について委員会の助言を受け、必要に応じ適正な動物実験等の実施のための改善措置を講ずること。

## 全職員数及び障がい者雇用人数(職種ごとの男女別、5年間分)

年度	全職員数	男女別	職種別		
			事務	技師	技能労務職
平成26年度	527人	男	7	1	1
		女	1		
平成27年度	529人	男	7	1	1
		女	1		
平成28年度	546人	男	7	1	1
		女	1		
平成29年度	558人	男	7	1	1
		女	1		
平成30年度	556人	男	7	1	1
		女	1		